

○博物館法 【※関係部分のみ】

（博物館協議会）

第二十三条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十四条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあつては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第二十五条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○豊田市美術館条例

（美術館運営協議会）

第15条 博物館法（昭和26年法律第285号）第25条の規定に基づき、美術館に豊田市美術館運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）学校教育の関係者

（2）社会教育の関係者

（3）家庭教育の向上に資する活動を行う者

（4）学識経験を有する者

（5）地域との連携に資する活動を行う者

（6）公募による市民（市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。）

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○豊田市美術館管理規則

（美術館運営協議会の会長）

第18条 豊田市美術館運営協議会（以下「運営協議会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

（運営協議会の会議）

第19条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。